

## 「ほ도가や国際交流ラウンジ管理運営業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「ほ도가や国際交流ラウンジ管理運営業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(参加資格)

第3条 受託候補者は、次の各号すべてに該当する団体であることを要する。

- (1) 令和5、6年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。  
登録種目は、「その他の委託等」であること。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日。以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 国際交流又は外国人支援活動等を行っている団体であること。
- (4) 横浜市内で活動している団体であること。
- (5) 契約期間中、安全円滑にラウンジを運営できる団体であること。
- (6) 代表者もしくは役員が、以下の項目に該当しないこと。  
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者  
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (7) 代表者もしくは役員が指定暴力団の構成員ではないこと。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (9) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (10) 市税を滞納していないこと。
- (11) その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 基本的事項
- (2) 事業計画
- (3) 管理運営方針
- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 保土ヶ谷区総務課長

副委員長 保土ヶ谷区区政推進課長

委員 保土ヶ谷区戸籍課長

保土ヶ谷区こども家庭支援課学校連携・こども担当課長

国際局政策総務課多文化共生担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を保土ヶ谷区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和5年12月13日から施行する。